

令和6年度 徳島大学病院における看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

項目	現状	目標	具体的な計画
<p>夜間看護補助者（看護アシスタント）の雇用・活用推進</p>	<p>2021年9月より看護アシスタント、同年11月から派遣会社からの派遣社員を雇用し、夜間業務の負担軽減を目指している。2022年4月より看護チームケア力向上プロジェクト会議を月1～2回行い、看護職と看護補助者がチームとして協働し、安全で質の高い看護ケアを提供することを目指している。派遣会社とは月1回ミーティングを開催し連携に努めている。</p> <p>2024年3月5日現在、看護アシスタント（医療系学生は21名、派遣労働者は13名）である。</p> <p>一般も含め40～50名の募集を継続する。</p> <p>医師の働き方改革により、看護師の役割拡大は重要な位置づけとなる中、看護職がより高い専門性を発揮して業務に専念し、看護チームとして協働し、看護の質の向上を目指している。</p>	<p>・看護補助者（看護助手・病棟クラーク・アシスタント：学生・派遣社員）との看護業務のタスク・シフト/シェアを行う。</p> <p>・看護師の長日勤の超過勤務時間の削減に繋がる。</p> <p>・夜間の患者の転倒などのインシデント件数の減少に繋がる。</p>	<p><b>雇用（看護アシスタント：学生・派遣社員）</b></p> <p>① 募集案内のチラシの掲示を継続と、看護部ホームページ等の掲載を継続する。</p> <p>② 雇用者面接・採用前オリエンテーションを実施する。</p> <p>③ 派遣会社との定期的なミーティングを開催する。</p> <p><b>活用推進（看護助手・病棟クラーク・看護アシスタント：学生・派遣社員）</b></p> <p>① 看護職の間での業務分担を再検討する（看護助手、病棟クラークとタスク・シフト/シェアを検討する）</p> <p>② 看護補助者間（病棟クラークと看護助手）のタスク・シフト/シェア、PNSマインド醸成を目的とした研修を企画・実施する。</p> <p>③ 看護補助者マニュアル4種類（①共通、②看護助手、③病棟クラーク、④看護アシスタント）の周知、活用、修正をする。</p> <p>看護師と看護補助者との業務内容及び業務範囲について、年1回以上見直しを行う。</p>
<p>看護補助者（看護助手・病棟クラーク）の雇用促進</p>	<p>・2024年3月5日現在、看護助手は32名、病棟クラークは16名である。各病棟内での補助者間の支援、休暇時の人員補充まで至っていないため、雇用促進を継続している。</p>	<p>雇用が促進され定員人数を満たし、病棟内・外での応援体制が確立する。</p>	<p>①徳島大学病院看護部ホームページ等を活用し広報を行う。</p>

業務量の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員の勤務時間や超過勤務時間及び有給休暇の取得状況、短時間勤務者の状況について、毎月把握している。</li> <li>・超過勤務時間は、2023 年度 2 月までの平均 7.3 時間であった。</li> <li>・ベッドコントロールや部署間の応援調整については、平日の朝、病棟の管理者がミーティング（WEB）に参加、時間外・休日は宿日直師長が行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務状況の実態調査票を使用し、勤務始業時刻、就業時刻、超過勤務時間などの勤務時間を把握し、各部署の勤務環境の改善に取り組む。</li> <li>・PNS マインドの醸成や PNS 体制の確立を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①年休取得状況や夜勤人数・回数、勤務間隔、代休などを確認する。</li> <li>②超過勤務時間の現状を把握する。</li> <li>③スタッフや看護管理者が、タイムマネジメントを行い適正な勤務時間となるよう努める。</li> <li>④各病棟の業務量を一括で把握し、業務量に応じ一時的な所属病棟以外の病棟への応援を行える体制を確立する。</li> </ul>
多様な勤務形態の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜勤の勤務形態は変則 2 交代（16 時間・12 時間）、3 交代があり、各個人の希望や生活スタイルに合わせ選択できる。また、夜勤の補完として早出、遅出勤務を 8 種類設定している。</li> <li>・ヘルシーワークプレイスの浸透によりいきいきと働きやすい職場環境づくりを推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本看護協会の「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」を適宜順守し、夜勤・交代制勤務の負担を軽減する。</li> <li>・職員のワークエンゲージメントの向上につとめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルシーワークプレイスの推進</li> <li>①「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」の周知</li> <li>・勤務と勤務の間隔は 11 時間以上あける</li> <li>・夜勤回数・夜勤の連続回数・連続勤務日数などの勤務編成の基準の導入</li> <li>・夜勤後の暦日の休日の確保</li> <li>②職務満足度調査の実施</li> </ul>
夜勤負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年度 4 月より就業規則等関連諸規則を整備し夜勤専従看護師制度を導入、令和 6 年 1 月より職員給与規則を一部改定し、夜勤専従手当を増額した。常勤看護師の夜勤の負担軽減を図っている。夜勤専従看護師は、月平均 10 名である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜勤専従看護師の増加に努めることにより、夜勤者数の夜勤回数を減少し、離職率の低下につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①夜勤専従看護師として勤務できる看護師を募集する。</li> <li>②夜勤専従者の就業期間は、1ヶ月を単位とし、連続で6ヶ月までとし健康面のチェックを実施する。</li> <li>③各部署の夜勤状況を毎月把握し、適切な労務管理を実施する。</li> </ul>